

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)
救助係長 吉元 信治 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月12日(15:00)

7月11日からの梅雨前線による大雨にかかる災害救助法の適用について

(第1報)

1 災害の概要

7月11日からの梅雨前線による大雨により、大分県竹田市及び熊本県阿蘇市において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県及び熊本県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【大分県】 竹田市 (たけし)	7月12日	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【熊本県】 阿蘇市 (あそ)	7月12日		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置